

令和5年産に向けた水田農業の取組方針 (ver.2.0)

農林水産省農産局企画課

水田農業対策室

令和4年11月

主食用米等の令和4/5年及び令和5/6年の需給見通し(令和4年10月公表 基本指針)

【令和4/5年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	
令和4年6月末民間在庫量	A	218	---> 209 <<9>>
<u>令和4年産主食用米等生産量</u>	B	670	→ 平年作:669万トン
令和4/5年主食用米等供給量計	C=A+B	888	---> 879 <<9>>
令和4/5年主食用米等需要量	D	691 ~ 697	
令和5年6月末民間在庫量	E=C-D	191 ~ 197	---> 182~188 <<9>>

令和2年産米のコロナ影響緩和特別対策(特別枠)を除いた場合の見通し

R4年度と同程度の作付転換が必要

【令和5/6年の主食用米等の需給見通し】

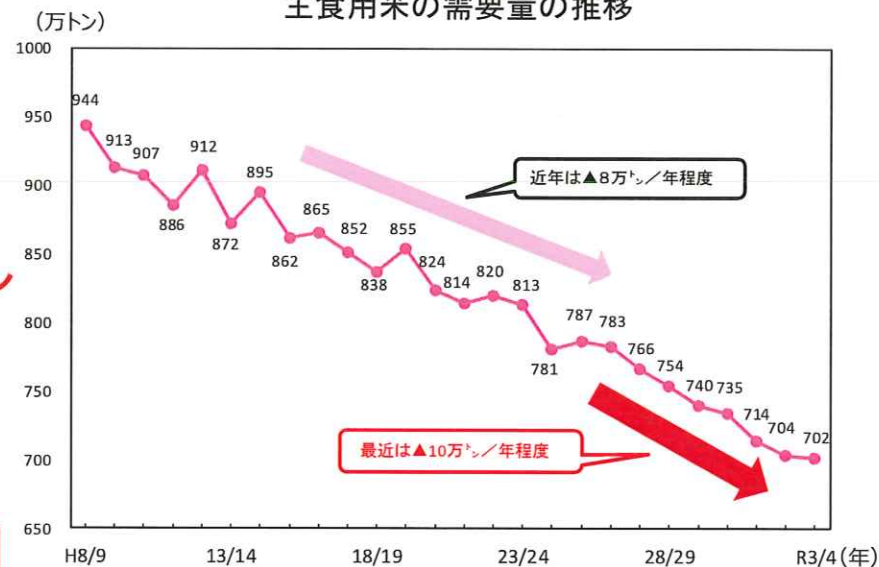
		(単位:万トン)	
令和5年6月末民間在庫量	E	191 ~ 197	
<u>令和5年産主食用米等生産量</u>	F	669	← 平年作:669万トン
令和5/6年主食用米等供給量計	G=E+F	860 ~ 866	
令和5/6年主食用米等需要量	H	680	
令和6年6月末民間在庫量	I=G-H	180 ~ 186	

注1: 主食用米等需要量は、新型コロナウイルス感染症の状況や価格動向、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)の販売動向等によって、今後、変動する可能性がある。

注2: 欄外の記載は、コロナ影響緩和特別対策(特別枠)に取り組む令和2年産米を除いた場合の見通しであり、<< >>書きは特別枠に係る取組数量。

注3: ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

主食用米の需要量の推移



相対取引価格と民間在庫量の推移



注: 相対取引価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで(令和4年産は出回りから4年10月まで)の通年平均価格であり、運賃、包装代、消費税相当額が含まれている(令和4年産は速報値)。

令和3年産、4年産における作付転換の状況

- 令和4年産の主食用米の作付面積は、前年比で約5.2万haの減少。
- そのうち飼料用米への転換が2.6万ha(全体の約5割)を占め、麦・大豆等の品目への転換は伸び悩み。

	主食用米	備蓄米	戦略作物等 (万ha)							
			加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他 (飼料作物、そば・なたね)
				飼料用米	WCS (稲発酵 粗飼料稲)	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)			
R 2 年産	136.6	3.7	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2
	▲6.3		+0.2	+4.5	+0.1	+0.1	+0.1	+0.4	±0	±0
R 3 年産	130.3	3.6	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2
	▲5.2		+0.2	+2.6	+0.4	+0.1	+0.1	+0.5	+0.3	▲0.3
R 4 年産	125.1	3.6	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9

注1:加工用米及び新規需要米(飼料用米、WCS用稲、米粉用米、新市場開拓用米)は取組計画の認定面積。

注2:備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

注3:麦、大豆、その他(飼料作物、そば、なたね)は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積。(基幹作)

これまでの米政策・水田農業政策

平成30年産からの米政策

○ 生産数量目標の配分を廃止

生産者が自らの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産を行える環境を整備。

○ 主食用米からの作付転換を支援

「水田活用の直接支払交付金」により、水田における麦・大豆・飼料用米等の作物の生産を支援。

○ 収入減に対するセーフティネットを措置

ナラシ対策と農業共済により、自然災害や価格低下による収入減少の影響を緩和。

○ 主食用米の長期計画販売を支援

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」により、豊作時などに長期計画的販売を行う集荷団体等を支援。



令和4年産における取組

○ 需要に見合った作付転換を実現

令和4年産においては、全国で約5.2万haの作付転換が行われる見込みであり、生産数量目標の配分を行わなくても、生産者の判断による需要に応じた生産が着実に定着してきている。

○ 水田リノベーション事業の拡充

実需者と連携し、低コスト生産に取り組む産地を支援する「水田リノベーション事業」の対象品目に新たに子実用とうもろこしを追加。

○ 収入保険も含めたセーフティネットを措置

ナラシや農業共済、収入保険制度により、農業者の収入減少を広く補償。

○ 在庫の増加にも対応

「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による支援を継続。
このほか、2年産については「新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業」により支援。

令和5年産に向けた水田農業の取組方針

令和4年産における課題

産地によっては次のような課題があったのではないかと。

- 作付転換の検討を始める時期が遅れ、作付転換に必要な種もみ等の準備が間に合わなかった。
- 定着していた麦や大豆が減少し、取り組みやすい一般品種での飼料用米への転換が増えた。
- 転換作物が定着しているほ場において、連作障害が発生してしまっている。あくまで一時的な作付転換で、今後主食用米に戻ってしまう可能性もあり、産地として作付転換が定着できていない。
- 古米の在庫が重いなか、4年産の契約が思うように進んでおらず、主食用米の在庫解消の見通しが立っていない。

産地ごとに、どのような課題があったかを
確認することが必要

令和5年産に向けた取組方針

産地ごとに4年産の課題を振り返り、5年産にむけて、以下の点を確認しましょう。

- ① 生産者がどの作物に転換するかを幅広く検討できるよう、作付転換の検討を早い時期から開始しましょう。
- ② 麦・大豆・野菜などの定着性・収益性の高い品目、輸出用米など需要増が見込まれる品目への転換をまずは検討しましょう。飼料用米や米粉用米に取り組む場合は、需要に応じた生産に対応するため、多収品種や専用品種で取り組むことを検討しましょう。
- ③ その際、転換作物が定着している水田は、畑地化することを検討しましょう。一方、水田として利用する場合は、連作障害回避のためにブロックローテーションを行いましょう。
- ④ 在庫の状況や中長期的にどのような産地を目指すのかを関係者間で共有し、主食用米に後戻りしない作付転換を計画的に進めていきましょう。

産地ごとにしっかり取り組むことで、需要
に応じた生産を実現

水田農業の産地づくりのために検討すべきこと

令和5年産に向けた検討

- 令和4年産の課題を共有し、5年産に向けて、主食用米の計画（目安）だけでなく、転換作物も含めた水田全体の作付計画を立てる。

〇〇県(地域)における水田の作付計画

作物等	R4作付面積等 (ha)	R5作付予定面積 (ha)
主食用米	実績値を記入	
新市場開拓用米		
加工用米		
麦		
大豆		
高収益作物(野菜等)		
地力増進作物(緑肥等)		
飼料用米		
飼料作物		
飼料用とうもろこし		
畑地化		



中長期的な方針の検討

- 5～10年後に、産地としてどのような水田の利用を目指すのか、中長期的な将来像を明確にする。

【目指すべき産地の例】

- ◆ 米生産の低コスト化を追求した**輸出用米の産地**
- ◆ 専用品種の導入により、需要の増加に応える**米粉用米の産地**
- ◆ 食品メーカーとの連携による**加工・業務用野菜の産地**
- ◆ 農地の集約化を進め、国産需要の増加に応える**麦・大豆の産地**
- ◆ 地域の畜産農家と協力して、資源循環に取り組む**耕畜連携の産地**
- ◆ スマート技術やDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に導入し、**超省力生産に取り組む産地**
- ◆ 有機農業やカーボン・ファームिंग※等のグリーン化の取組により、**環境に配慮した農業に取り組む産地**

※ 温室効果ガスの排出抑制等のマネジメントを行う農業

石川県産米をめぐる状況

- 4年産の主食用米の作付面積は対前年比▲700ha、生産量は対前年比▲2,700ト。
- 4年産の集荷数量は対前年同月比▲2千ト、契約数量は対前年同月比+3千ト。
- 民間在庫量は対前年同月比+3千ト。
- 4年産の相対取引価格は、コシヒカリが対前年比+1,604円/60kg。

【石川県の主食用米の作付面積及び生産量】

	作付面積	生産量	作況
29年産	23,200 ha	120,400 ト	99
↓	+0	+0	+1
30年産	23,200 ha	120,400 ト	100
↓	▲500	+400	+2
元年産	22,700 ha	120,800 ト	102
↓	▲100	▲1,000	▲1
2年産	22,600 ha	119,800 ト	101
↓	▲1,200	▲7,000	+0
3年産	21,400 ha	112,800 ト	101
↓	▲700	▲2,700	+0
4年産	20,700 ha	110,100 ト	101

資料：農林水産省「作物統計」、4年産の生産量は10月25日現在の値。

【石川県の水田における品目別作付状況】

	主食用米	備蓄米	加工用米	飼料用米	WCS	米粉用米	新市場 開拓用米	麦	大豆	飼料作物	そば
29年産	23,200	1,277	760	726	96	72	9	900	924	35	174
↓	+0	▲402	+35	▲81	▲9	▲1	+154	▲11	▲14	▲2	▲28
30年産	23,200	875	795	645	87	71	163	889	910	33	147
↓	▲500	+595	▲257	▲66	+6	+48	▲110	▲7	▲33	+1	▲5
元年産	22,700	1,471	539	579	93	119	53	882	877	34	141
↓	▲100	▲183	▲134	▲31	▲1	+6	+243	+21	▲31	▲0	+17
2年産	22,600	1,288	404	548	92	125	297	904	847	34	159
↓	▲1,200	+198	▲19	+841	+7	+224	▲216	+23	+50	▲7	▲15
3年産	21,400	1,486	386	1,389	99	350	81	927	896	26	144
↓	▲700	+2	+62	+378	+10	+29	▲38	+90	+80	▲1	+20
4年産	20,700	1,488	448	1,767	109	378	43	1,017	977	25	164

資料：農林水産省「水田における作付状況」

【石川県の集荷・契約・販売状況（生産年の9月末時点）】

	(千ト)	
	3年産	→ 4年産
集荷	22 ▲2	20
契約	14 +3	16
販売	2 ▲1	1

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：対象は、年間取扱量5,000ト以上の出荷業者。

【民間在庫量（各年10月末時点）】

	(万ト)					
	30年	元年	2年	3年	→	4年
全国	288	294	324	330	▲16	314
石川	6.8	6.4	7.5	7.7	+0.3	8.0

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：対象は、年間取扱量500ト以上の出荷業者及び年間取扱量4,000ト以上の販売業者。

【相対取引価格の動向】

	(円/60kg)				
	2年産	→	3年産	→	4年産
全国全銘柄平均	14,529	▲1,725	12,804	+1,046	13,850
石川コシヒカリ	14,596	▲1,469	13,127	+1,604	14,731
石川ゆめみづほ	13,743	▲2,238	11,505	+1,517	13,022

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」
注：いずれも年産平均価格。

水田活用直接支払交付金の交付対象水田について

交付対象水田の現行ルール

(要綱の抜粋)

1. 交付対象水田の整理・更新

地域農業再生協議会は、毎年7月1日現在で、水田活用直接支払交付金の交付対象とする農地（交付対象水田）を明確にした水田台帳等を整理する。

2. 交付対象水田の範囲

前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。

- ・ 現況において非農地に転用された土地
- ・ 3年間連続して作物の作付けが行われていない農地
- ・ 畑地化し水田機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次にいずれかに該当するもの
 - ① たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備（用水路等）を有しない農地

〔昨秋に決定した方針〕



- ・ 5年間に一度も水張り（水稻作付）※が行われていない農地

※ 「今後5年間に一度も水張り、すなわち水稻の作付けが行われない農地は交付の対象としない。」

(令和3年12月22日 (参)農林水産委員会において金子大臣答弁)

5年水張りルールの具体化

- ・ 5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としない

〔目的〕

- ・ 転換作物が固定化している水田は、畑地化を促す
- ・ 水田機能を有する農地において転換作物の生産を行う場合は、ブロックローテーション体系の再構築を促す

- ・ ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しない。
 - ① 災害復旧に関連する事業が実施されている場合
 - ② 基盤整備に関連する事業が実施されている場合
- ※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とする。
- ・ 水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。
- ・ ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなす。
 - ① 湛水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

※ 5年を超える間隔でブロックローテーションに取り組んでいるケースについては、実例の検証を継続。

水稲作付以外による水張りの「一定期間」の考え方について（連作障害軽減の観点）

- 同一作物の作付頻度が増加すると、病害虫の多発による収量・品質の低下などの「連作障害」が発生。
- 田畑輪換によって畑地雑草及び畑作物の病害虫被害が大幅に軽減されることが知られているが、一定期間の湛水処理にも同様の効果が期待できる場合がある。
- 湛水処理に必要な期間は、対象とする作物、対象病害虫、土壌条件や処理を行う地温・水温、季節によっても異なるが、過去の試験研究成果によれば、1～4か月程度の湛水を行うことで効果があったという研究事例がある。

○ 湛水処理による畑地における試験研究成果の例（カッコ内は試験地）

・ コムギ立枯病に関する研究①（茨城県）

立枯病防除のためには、夏期に40日から80日程度の連続湛水が必要であり、湛水が不完全であると圃場内の発病域が拡散される可能性が示唆された。

出典：「圃場の湛水によるコムギ立枯病防除効果」茨城県病害虫研究会報（1993）

・ コムギ立枯病に関する研究②（北海道）

立枯病防除のためには、少なくとも20日以上、激発畑では30日程度の夏期の湛水により被害が軽減した。

出典：「小麦立枯病の発生生態解明と防除法確立試験」北海道北見農試病中予察科（1988）

・ ダイズシストセンチュウに関する研究（秋田県）

5～9月の4ヶ月間の湛水により単年でもシストセンチュウの密度低下に有効な効果が認められた。

出典：「ダイズシストセンチュウ汚染土壌への湛水処理並びに堆肥施用が大豆品種の生育・収量に及ぼす影響」日作東北支部報（1983）、東北農業試験場、農業研究センター

6～7月の2ヶ月間の単年の湛水であってもシストセンチュウの密度低下が低下し、3か月程度の累年の湛水により防除に極めて有効な効果が認められた。

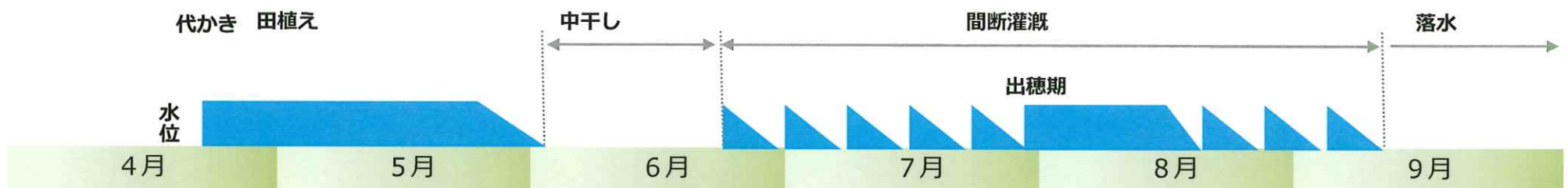
出典：「ダイズシストセンチュウの動態に対する累年湛水処理の影響」日作東北支部報（1987）、東北農業試験場、農業研究センター

・ ダイズ白絹病に関する研究（広島県）

ダイズ播種前（6月下旬）に1ヶ月間湛水を行うことで、白絹病の発生を抑制できることが確認された。

出典：「短期湛水処理によるダイズ白絹病の発生制御法の開発」近畿中国四国農業研究センター（1998）

○ 移植栽培の湛水状況のイメージ



5月の田植えから9月上旬の落水まで約4か月間湛水

① 畑地化促進事業

【令和4年度補正予算：250億円】

- 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、畑作物の生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）するメニューを新設。
- また、畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するメニューを新設。

※ 農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

畑地化支援・定着促進支援・決済金等支援

- ① **畑地化支援**：水田における畑地化の取組（注1）を支援
- ② **定着促進支援**：水田を畑地化して、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る農業者を、作付面積に応じて、5年間支援（①とセットで支援）

対象作物	畑地化支援（注2）	定着促進支援（注3）
高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0(3.0※1)万円/10a × 5年間 または ・ 10.0(15.0※1)万円/10a（一括） <small>※1 加工・業務用野菜等の場合</small>
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2.0万円/10a × 5年間 または ・ 10.0万円/10a（一括）

注1 畑地化は、交付対象水田から除外する取組を指す。（地目の変更を求めるものではない。）

注2 令和5年度における取組が対象。

注3 令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象。

③ 土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）を支援（定額（上限25万円/10a））

体制構築支援

○ 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地形成に取り組む地域を対象に、地域でまとまった畑地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど（注4））に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））



畑地化・ブロックローテーションの構築に向けた話し合い等の必要経費を定額で支援

注4 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）の概要

【令和4年度補正予算：300億円】

- 水田における畑作物の導入・定着により、水田農業を需要拡大が期待される畑作物を生産する農業へと転換するため、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。
- 低コスト生産等に係るメニューについて、畑作物の生産拡大に資する選択肢を拡充・重点化するとともに、採択にあたっては、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価。

※ 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

支援内容

1. 対象作物:

麦・大豆、高収益作物(加工・業務用野菜等)、
子実用とうもろこし

※加工用米、新市場開拓用米に対する支援は、令和5年度当初予算において検討。

2. 助成単価:

4万円(4.5万円※)/10a

※令和6年度に畑地化に取り組む場合

3. 主な要件:

- ・実需者との結び付き(産地・実需協働プランの策定)
- ・低コスト生産等の取組の実施(3つ以上の技術導入)

4. 前年度からの主な見直し事項:

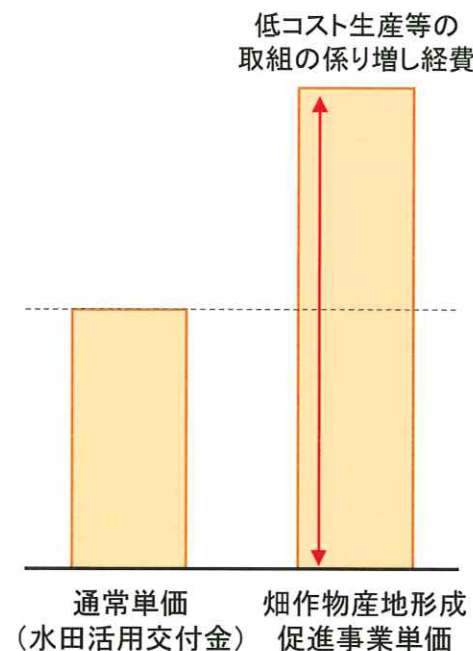
- ・低コスト生産等に係る取組メニューについて、排水対策(明渠、暗渠の整備)や土層改良(客土)など、畑作物の転換促進に資する選択肢を拡充・重点化
- ・採択基準について、畑地化やブロックローテーションに積極的に取り組む産地を高く評価

従来と同様

生産者向け支援のイメージ

・支援を受けるために必要な取組

- ① 実需者との結び付き
- ② 低コスト生産等の取組の実施



【低コスト生産等の取組例】



排水対策



大豆300A技術



土壤診断に基づく施肥 等

③国産小麦・大豆供給力強化総合対策

【令和4年度補正予算：64億円】

- 産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、**営農技術の導入**等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**新たな流通モデルづくり**、更なる利用拡大に向けた**新商品開発**等を支援する。

※ 農業者団体や再生協議会等で申請し、単収向上や面積拡大等の評価基準(ポイント)に基づき、予算の範囲内で採択。

1. 生産対策

産地が実需と連携して国産麦・大豆の生産数量を増加させる産地に対して、以下の**技術を導入**した場合に所定の単価を支援

- **畑地も対象として支援** ● **水稻裏作の小麦も含めて麦・大豆の生産拡大を支援**

- ①排水対策技術の導入(2,000 円/10a)
 - ②最適な追肥の実施(3,000 円/10a)
 - ③効率的播種技術の導入(5,000円/10a)
 - ④スマート技術の活用拡大(5,000 円/10a)
 - ⑤土壌診断に基づく土づくりの推進(3,000円/10a)
 - ⑥ 新品種の導入(7,500 円/10a)
- 等

最大10,000 円/10a



排水対策



スマート技術の活用

2. 流通対策

国産麦・大豆を安定的に供給するため、産地や実需が行う以下の取組を支援

- ① **国産麦を一定期間保管**するための保管料・流通経費
- ② **国産大豆産地と実需者が連携して取り組む長期保管のモデルづくり**

3. 消費対策

食品製造事業者に対して、輸入小麦・大豆から国産への切替えや国産麦・大豆の更なる利用拡大を促すため、**新商品の開発**や**新商品のPR**を支援

④国産シェア拡大対策（麦・大豆）

（産地生産基盤パワーアップ事業内に専用枠を措置）

【令和4年度補正予算：80億円】

- 産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、**営農機械の導入**等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けた**乾燥調整施設**や**ストックセンターの整備**、更なる利用拡大に向けた**食品製造施設・設備**導入等を支援する。

1. 生産対策

産地が実需と連携して国産麦・大豆の生産数量を増加させる産地に対して、**農業機械**や**乾燥調整施設**等の導入を支援

- 「**産地パワーアップ計画**」の策定は不要（事業実施者による**麦・大豆国産化プラン**で対応）

2. 流通対策

国産麦・大豆を安定的に供給するため、産地や流通業者、実需者が豊作時に保管し、不作時にも安定供給する調整保管機能を果たす、**ストックセンターの新設、改修**を支援

- ストックセンターの新設や既存施設の改修**を支援

3. 消費対策

食品製造事業者に対して、輸入小麦・大豆から国産への切替えや国産麦・大豆の更なる利用拡大を促すため、**食品製造施設・設備**の導入を支援



乾燥調整施設



ストックセンター

⑤ 米粉の利用拡大支援対策事業

【令和4年度補正予算：140億円】

- 国内で唯一自給可能な穀物である米を原料とした米粉の利用拡大に向け、米粉の特徴を活かした消費者に受け入れられる**商品の開発**、需要の拡大に対応するための**製造能力の強化**、**米粉専用品種の生産拡大**に向けた取組を集中的に支援します。

1. 米粉の商品開発等

国産米粉を原料とする新商品の開発・製造等に必要な以下のような取組を支援

- ① 消費者に受け入れられる**新商品の開発**
- ② 製造等に必要な**機械の開発、導入**を支援

● **新商品の上市後も一定期間は原材料（米粉）費の一部を支援**

併せて、国内で自給可能な米・米粉や米粉製品の利用拡大に向けた情報発信等を実施

2. 米粉製粉・米粉製品製造能力強化等に対する支援

国産米粉を原料とする新商品の開発・製造等に必要な以下のような取組を支援

- ① 米粉の需要創出・拡大に必要な製粉企業・食品製造事業者の**施設整備、製造設備の増設**等を支援
- ② 米粉の利用拡大が期待されるパン・麺用の米粉専用品種の増産に向け、必要な**種子生産のための機械・施設の導入**等を支援

- **米粉100%原料の場合は設備・機械に加えて建屋も支援対象（グルテンフリーを徹底）**
- **国産米粉と小麦粉のブレンド製品の場合は製造設備・機械が支援対象**



国産米粉の特徴を活かした新商品開発



米粉製造機



製パン施設

農林水産省が水田農業における作付転換を支援します

農林水産省では、令和3年7月より、新たに耕種農業全体を所管する「農産局」を新設し、これまで別々に行ってきた米・麦等の土地利用型作物と野菜・果樹などの園芸作物に対する支援を、一体的に講じることのできる体制を整備しています。

水田の作付転換を検討される産地・生産者の皆様は、以下までお気軽にお問い合わせ下さい。

品目	地方農政局等の担当	農林水産省本省の担当	
米全般(新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、飼料用米、WCS)	次のページをご覧ください	企画課 水田農業対策室 土地利用型農業調整班	03-6744-7135
麦		穀物課麦生産班	03-6744-2108
大豆		穀物課豆類班	03-3502-5965
野菜		園芸作物課 園芸流通加工第1班	03-3501-4096
果樹		果樹・茶グループ 果樹振興班	03-3502-5957
有機農業・地力増進作物		農業環境対策課 企画班	03-6744-0499
飼料用とうもろこし		飼料課 飼料生産振興班	03-3502-5993

農産局

畜産局

転換作物の品目別お問い合わせ先一覧

北海道農政事務所		連絡先
米全般	生産支援課	011-330-8807
麦	生産支援課畑作G	011-330-8807
大豆	生産支援課畑作G	011-330-8807
野菜	生産支援課産バ園芸G	011-330-8807
果樹	生産支援課産バ園芸G	011-330-8807
有機・地力増進作物	生産支援課環境G	011-330-8807
飼料用とうもろこし	生産支援課酪農畜産G	011-330-8807
東北農政局		連絡先
米全般	生産振興課	022-221-6169
	青森県拠点	017-777-3512
	岩手県拠点	019-624-1125
	宮城県担当	022-221-1105
	秋田県拠点	018-862-5612
	山形県拠点	023-622-7247
	福島県拠点	024-534-4157
麦	生産振興課	022-221-6169
大豆	生産振興課	022-221-6169
野菜	園芸特産課	022-221-6193
果樹	園芸特産課	022-221-6193
有機・地力増進作物	生産技術環境課	022-221-6214
飼料用とうもろこし	畜産課	022-221-6198
関東農政局		連絡先
米全般	生産振興課	048-740-5257
	茨城県拠点	029-221-2186
	栃木県拠点	028-633-3314
	群馬県拠点	027-221-1416
	埼玉県担当	048-740-0100
	千葉県拠点	043-224-5617
	東京都拠点	03-5144-5258
	神奈川県拠点	045-211-7176
	山梨県拠点	055-254-6016
	長野県拠点	026-234-5575
	静岡県拠点	054-246-6121
麦	生産振興課	048-740-0409
大豆	生産振興課	048-740-0409
野菜	園芸特産課	048-740-0441
果樹	園芸特産課	048-740-0431
有機・地力増進作物	生産技術環境課	048-740-0443
飼料用とうもろこし	畜産課	048-740-0027

北陸農政局		連絡先
米全般	生産振興課	076-232-4302
	新潟県拠点	025-228-5281
	富山県拠点	076-441-9307
	石川県担当	076-203-9140
	福井県拠点	0776-30-1619
麦	生産振興課	076-232-4302
大豆	生産振興課	076-232-4302
野菜	園芸特産課	076-232-4314
果樹	園芸特産課	076-232-4314
有機・地力増進作物	生産技術環境課	076-232-4893
飼料用とうもろこし	畜産課	076-232-4317
東海農政局		連絡先
米全般	生産振興課	052-223-4623
	岐阜県拠点	058-271-4407
	愛知県担当	052-763-4552
	三重県拠点	059-228-3199
麦	生産振興課	052-223-4622
大豆	生産振興課	052-223-4622
野菜	園芸特産課	052-223-4624
果樹	園芸特産課	052-223-4624
有機・地力増進作物	生産技術環境課	052-746-1313
飼料用とうもろこし	畜産課	052-223-4625
近畿農政局		連絡先
米全般	生産振興課	075-414-9020
	滋賀県拠点	077-522-4275
	京都府担当	075-414-9084
	大阪府拠点	06-6941-9657
	兵庫県拠点	078-331-9951
	奈良県拠点	0742-36-2981
	和歌山県拠点	073-436-3832
麦	生産振興課	075-414-9020
大豆	生産振興課	075-414-9020
野菜	園芸特産課	075-414-9023
果樹	園芸特産課	075-414-9023
有機・地力増進作物	生産技術環境課	075-414-9722
飼料用とうもろこし	畜産課	075-414-9022

中国四国農政局		連絡先
米全般	生産振興課	086-230-4251
	鳥取県拠点	0857-22-3256
	島根県拠点	0852-25-4490
	岡山県担当	086-233-1577
	広島県拠点	082-228-9483
	山口県拠点	083-922-5255
	徳島県拠点	088-622-6132
	香川県拠点	087-883-6503
	愛媛県拠点	089-932-6989
	高知県拠点	088-875-2151
麦	生産振興課	086-224-9411
大豆	生産振興課	086-224-9411
野菜	園芸特産課	086-224-9413
果樹	園芸特産課	086-224-9413
有機・地力増進作物	生産技術環境課	086-230-4249
飼料用とうもろこし	畜産課	086-224-9412
九州農政局		連絡先
米全般	生産振興課	096-300-6214
	福岡県拠点	092-281-8261
	佐賀県拠点	0952-23-3135
	長崎県拠点	095-845-7121
	熊本県担当	096-300-6305
	大分県拠点	097-532-6134
	宮崎県拠点	0985-22-3184
	鹿児島県拠点	099-222-5840
麦	生産振興課	096-300-9465
大豆	生産振興課	096-300-6222
野菜	園芸特産課	096-300-6254
果樹	園芸特産課	096-300-6256
有機・地力増進作物	生産技術環境課	096-300-6268
飼料用とうもろこし	畜産課	096-300-6279
沖縄総合事務局		連絡先
全般	生産振興課	098-866-1653

1. 農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
	60代以下			
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	123万人 ^{※1}	53万人 (43%) ^{※1}	67.9歳 ^{※2}	435万ha ^{※2}

※1 2022年2月1日時点 出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農林構造動態調査」
※2 2021年の数値 出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和4年農林構造動態調査(R4 2月1日現在)」、「令和3年耕地及び作付面積統計」

○ 国内市場の縮小



出典：国内食品支出総額について、2015年は家計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計、飲食料のマーケット規模は、ATカーニー社の推計を基に農林水産省で作成、いずれも2015年を100とする指数

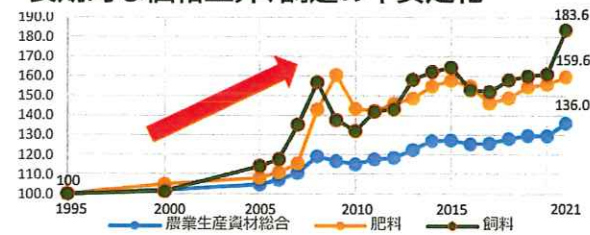
○ 地球環境等への配慮のルール化



「Farm to Fork戦略」(2020,5)※
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達不安定化



出典：農林水産省「農産物価統計」いずれも1995年を100とした場合の数値。

※食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第1回)令和4年9月9日資料抜粋

2. 農林水産政策の展開方法

スマート農林水産業等
による成長産業化

農林水産物・
食品の輸出促進

農林水産業の
グリーン化

食料安全保障の
強化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要がある。

3. 検証・見直しの趣旨

上記の状況等を踏まえ、基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを行う。

4. 経緯(令和4年)

9月9日 第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
→ 岸田総理から基本法検証・見直し指示

同日 農林水産省食料安定供給基盤強化本部
→ 野村農林水産大臣から基本法の検証・見直しに向けた検討について指示

9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に
「基本法検証部会」を設置

5. 今後の進め方

令和4年10月18日 第1回基本法検証部会開催
～以降、月2回程度のペースで開催～

以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施
・ 食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
・ 農業の持続的な発展 ・ 農村の振興 ・ 多面的機能の発揮

令和5年 上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論

詳しくは、⇒ [基本法検証部会](#) で検索

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」①

テーマ:食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)

第1回(10/18) 食料の輸入リスク

【ポイント】

- 輸入は食料安定供給に重要な手段
- 近年、輸入が不安定化
- 日本の輸入シェア・購買力の低下
- 生産資材の輸入リスクも考える必要

【論点】

- 左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 輸入に依存する食料の国産化、肥料について、国内資源の有効活用を進める。
 - ✓ 輸入依存の大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策を検討する。

第2回(11/2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

【ポイント】

- 食料安定供給について、国内市場のみを対象とすることは、持続可能な農業の制約要因。
- 持続的な農業の確立のため、成長する海外市場も視野。
- 安定的な食料供給のために、農業・食品産業の事業継続の阻害要因を取り除く必要。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 我が国の農業・食品産業を国内に加え、海外市場も志向する産業に転換する。
 - ✓ 輸出促進のため、①輸出産地の育成、②官民での組織づくりを強化。
 - ✓ 持続的な農業・食品産業のため、適正な価格形成の在り方について検討する。
 - ✓ このような取組を進めるため、フードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりを検討する。
 - ✓ 持続的な農業・食品産業のため、円滑な世代交代、事業継承を進める。

第3回(11/11) 国際的な食料安全保障に関する考え方

【ポイント】

- 国際的には、「国民一人一人が健康な食生活を享受できること」が主流。
- 英国は、平時において定期的に食料安全保障にかかる指標をチェック。
- 日本も、平時の食料安保リスクが顕在化。
 - ① 国際価格の変動等、輸入リスクが増加。
 - ② 不採算地域には、モノが届けられない。
 - ③ 経済的弱者が食生活を維持できない。

【論点】

- 左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。
- ✓ 輸入リスクへの対応や国民一人一人が健康な食生活を享受できることを位置づける必要か。
 - ✓ 国民の健康な食生活を確保するため、都市部も含め、以下のような点を考えることが必要か。
 - ① 食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方
 - ② 国民の生涯を通じた健全な食生活実践に向けた知識や判断力の習得
 - ③ 国民に食料を届けるため、特に地域の食品製造・流通・小売による供給体制の在り方
 - ✓ 平時の食料安全保障に対し、改善をチェックしていく仕組みが必要か。
 - ✓ 不測時の食料安全保障の定義の明確化や、不測時の対応について、改めて検討する必要。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」②

テーマ：農業の持続的な発展

第4回(11/25) 人口減少下における担い手の確保

【ポイント】

- 今後20年で、基幹的農業従事者数は現在の約1/4まで激減。(約120万人→30万人)
- 「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割。
- 今後、法人経営は、食料生産・供給で重要な役割。一方で、経営基盤は他産業と比べて脆弱。また、雇用労働力の確保が課題。
- 外国人労働者の安定的な確保のためには、環境整備が必要。
- かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難。

【論点】

左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か。

- ✓ 離農する経営体の農地の受け皿を確保する必要があることから、
 - ① 引き続き、地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある一方、
 - ② 農業法人について、現行基本法にある「法人化の推進」だけでなく、その果たすべき役割を明確化しつつ、経営発展を支援していくことが必要ではないか。
- ✓ 農業法人が持続的に食料供給の一定割合を担っていくためには、
 - － 農業法人の経営基盤の強化の在り方
 - － また、雇用労働力の確保の必要性から、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方を検討することが必要ではないか。
- ✓ 個人は、経営継承で持続性の課題を抱え、後継者、新規就農者を確保する必要があることから、
 - － 多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要ではないか。
 - － 経営を継承する者の確保や円滑な経営継承のための方策を検討すべきではないか。